

令和6年4月19日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和6年4月19日（金曜日）午前10時00分～午前10時33分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

- (1) 令和5年度包括外部監査結果への対応について
- (2) 令和6年能登半島地震に係る職員派遣について
- (3) 令和6年度及び令和7年度の青森県後期高齢者医療保険料率等について

#### 【挙手による報告】

- (1) 損害賠償等請求について

#### ○出席委員

委員長	澁谷 洋子	委員	藤田 誠
副委員長	長谷川 章悦	委員	舘山 善也
委員	奈良 祥孝	委員	里村 誠悦
委員	村川 みどり	委員	渡部 伸広

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小野 正 貴	監査委員事務局長	加 福 理美子
総務部理事	村上 靖	総務部次長	工 藤 拓 実
企画部長	金谷 浩 光	企画部次長	太 田 直 樹
企画部理事	長内 哲 史	税務部次長	工 藤 健 志
税務部長	横内 修	総務課長	竹内 巧
浪岡振興部長	舘山 公	浪岡振興部総務課長	鳥谷部 雅子
会計管理者	山谷 直 大	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	齋藤 賢 剛		

#### ○事務局出席職員氏名

議会事務局長	奥崎 文 昭	議事調査課主事	杉 浦 晃 平
議事調査課主査	柿崎 良 輔	議事調査課主査	石 田 彩 美

○**澁谷洋子委員長** ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級の職員の紹介をお願いしたいと思います。

初めに、総務部長。

○**小野正貴総務部長** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 総務部長の小野正貴でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、青森地域広域事務組合消防本部、会計機関、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の部長級職員を御紹介いたします。

まず、総務部理事消防長の村上靖です。

○**村上靖総務部理事** 広域事務組合消防長の村上靖です。どうぞよろしく願いいたします。

○**小野正貴総務部長** 会計管理者の山谷直大です。

○**山谷直大会計管理者** 会計管理者の山谷です。よろしく願いいたします。

○**小野正貴総務部長** 選挙管理委員会事務局長の齋藤賢剛です。

○**齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局長の齋藤賢剛です。どうぞよろしく願いいたします。

○**小野正貴総務部長** 続きまして、監査委員事務局長の加福理美子でございます。

○**加福理美子監査委員事務局長** 監査委員事務局長の加福でございます。よろしく願いいたします。

○**小野正貴総務部長** 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** それでは次に、企画部長。

○**金谷浩光企画部長** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 企画部長の金谷浩光でございます。

私のほうから、企画部の職員を御紹介させていただきます。

企画部理事青森地域広域事務組合事務局長の長内哲史でございます。

○**長内哲史企画部理事** 広域事務組合事務局長の長内でございます。本年度もよろしく願いいたします。

○**金谷浩光企画部長** 以上でございます。よろしく願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** 次に、税務部長。

○**横内修税務部長** 税務部長の横内修でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** 次に、浪岡振興部長。

○**館山公浪岡振興部長** 浪岡振興部長の館山でございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** ありがとうございます。

最後に、議会事務局職員を私から紹介します。

議会事務局長の奥崎文昭です。

○**奥崎文昭議会事務局長** 議会事務局長の奥崎でございます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

○**澁谷洋子委員長** 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和5年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 令和5年度包括外部監査結果への対応について御報告申し上げます。

本市は、中核市移行に伴い、地方自治法第252条の36の規定に基づきます包括外部監査の対象団体となり、同法第252条の37の規定により、平成18年度から、会計年度ごとに、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者として契約を締結いたしました包括外部監査人によります監査が実施され、報告を受けているところであります。

令和5年度包括外部監査の結果につきましては、去る令和6年3月22日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、令和6年4月12日には、議員の皆様へもデータ配信させていただいたところではありますが、改めましてその概要と対応について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

配付資料1ページを御覧ください。

令和5年度は、監査テーマを「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを対象期間として監査が実施され、「5 監査の結果」にありますとおり、1つに、合规性、2つに、有効性、3つに、経済性・効率性、4つに、透明性・説明責任の区分について、措置することが必要であると判断された指摘事項が11件、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が39件ありました。

なお、指摘事項及び意見の内容につきましては配付資料「令和5年度包括外部監査結果報告書【概要版】」を後ほど御覧いただきたいと存じます。

この結果につきましては、報告書を市ホームページへ掲載いたしましたほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

「7 対応スケジュール」についてであります。指摘事項及び意見のありました事務事業等の所管部局におきまして検証作業等を行い、是正・改善等必要な措置を講じた上で、それらを取りまとめまして、その内容について、8月の本常任委員協議会で御報告いたしますとともに、市民の皆様へ公表いたします。

なお、この結果につきましては、本日、監査の対象となった事務事業等を所管する文教経済常任委員協議会におきましても、報告することとしております。また、他の部局におきましても、今回の指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認、検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年能登半島地震に係る職員派遣について」報告を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 令和6年能登半島地震に係る職員派遣について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

去る令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震に係る職員派遣につきましては、国の「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣制度」に基づきまして、青森県市長会を通じて依頼がありましたことから、その要請に応じ、中長期の派遣を行ったものであります。

派遣先といたしましては、石川県穴水町役場環境安全課でありまして、今月1日から1名を令和8年3月31日までの2年間派遣する予定としております。

業務内容としては、穴水町におきまして令和6年2月28日から既に申請の受付を開始しております、公費解体関係業務、具体的には被災した家屋の解体管理業務発注準備や公費解体工事契約準備業務となっております。

なお、穴水町の被害状況につきましては、【参考①】に記載のとおりとなっております。また、【参考②】のこれまでの本市の能登半島地震に係る派遣実績ですが、表に記載のとおり、令和6年1月の富山県射水市への被害家屋調査をはじめ、応急給水業務、避難所における住民の健康支援や、災害関連疾患の予防業務など実施いたしましたほか、今月3日から16日までの間、珠洲市におきまして市水道部と工事業者が連携し、水道管路の応急復旧活動を実施したところであります。

なお、水道部の派遣につきましては、本日の都市建設常任委員協議会におきましても報告しております。

本市といたしましては、今後とも、被災地からの求めに応じ、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度及び令和7年度の青森県後期高齢者医療保険料率等について」報告を求めます。税務部長。

**○横内修税務部長** 令和6年度及び令和7年度の青森県後期高齢者医療保険料率等について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 改正に至る背景」であります。後期高齢者医療保険制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされております。

青森県後期高齢者医療広域連合においては、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に係る支援として、国の積算方法による額を費用として計上し、一方で剰余金を活用することで、可能な限り被保険者の負担の抑制を図ることとし、令和6年度及び7年度の保険料率を改定し、また、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得については、国が定める額と同額とする改定をしております。

この保険料率等に関する条例改正が、去る令和6年2月16日に開催された令和6年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会において可決され、本年4月1日から施行されたものであります。

「2 改正内容」を御覧ください。

「(1) 保険料(所得割率及び被保険者均等割額)」は、所得割率及び被保険者均等割額の合算となりますが、所得割率については、現行の8.80%から9.90%へ、被保険者均等割額については現行の4万4400円から4万6800円へそれぞれ改正されております。

ただし、令和6年度においては、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者については、所得割率を9.20%としております。

次に、「(2) 保険料の賦課限度額」については、現行の66万円から80万円へ改正されたところであります。

なお、令和6年度においては、激変緩和措置として、昭和24年3月31日以前に生まれた被保険者——これは、令和5年度から引き続き後期高齢者医療保険の被保険者である方となります。この方々の賦課限度額は73万円としております。

2ページ目を御覧ください。

「(3) 所得の少ない被保険者に対して課する当該保険料の算定に係る基準の見直し」ですが、均等割額の5割軽減及び2割軽減の所得判定基準額を引き上げ、対象者の拡大がなされております。

具体的には、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を現行の29万円から29万5000円に、2割軽減の対象となる世帯については、被保険者の数に乗ずる金額を現行の53万5000円から54万5000円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図る内容となっております。

「3 周知」を御覧ください。

このたびの保険料率等の改正内容は、市においては、市ホームページでお知らせを行っているほか、「広報あおもり」7月号に掲載するとともに、令和6年7月11日発送の令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書等に保険料についてのお知らせを同封し、周知を図ることとしております。

また、青森県後期高齢者医療広域連合においては、広域連合ホームページでの周知のほか、7月頃に東奥日報、デーリー東北、陸奥新報への周知広告の掲載も予定していると伺っております。

以上が、改正の内容であります。今後とも、青森県後期高齢者医療広域連合と連携を密にしながら、被保険者の方々への情報発信に努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** いっぱい聞きたいことはあるんですけども、まず、負担増軽減のことで、全体の財政状況が分からないのであれなんですけれども、前期の財政から、どれぐらいの基金額が残っていたんでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 剰余金としては、基金残高としては約39億円で、先ほど剰余金を活用して抑制を図ったということをお説明いたしました。この39億円のうち、今後2年間、保険事業に充当する分は2億円ありまして、それを除いた37億円を今回、保険料の抑制に活用しているものであります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 37億円を入れても、この年間保険料にならざるを得ないということですね。それで、大体でいいんですけども、収入にもよるんですけども、収入の200万円、300万円、400万円ぐらいで言えば年間保険料はどれぐらいになりますか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** ちょっとお待ちください。

単身世帯で、公的年金収入額が200万円の場合は、所得割額で4万3240円に先ほどの均等割額の4万6800円を加えて、9万40円になります。

次に、公的年金収入額が300万円の場合は、所得割額が14万5530円。これに均等割額の4万6800円を加えて、19万2330円となります。

公的年金収入額が400万円の場合は、所得割額が22万7205円。これに均等割額の4万6800円を加えて、27万4005円になります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 結構、保険料がどんどん上がり続けているなという感じなんですけれども、広域連合議会の中で、この保険料を決めるときには、実際どういう議論なされたか分かりますか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 広域議会の会議録といいますか、これがホームページにアップされていますが、これについての議論といいますか、質問はありませんでした。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 分かりました。

それから、保険料の軽減のことなんですけれども、7割軽減はなくなるということなんです。前は7割、5割、2割軽減があったはずなんですけれども、7割軽減はなくしたんでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 7割軽減も、法定軽減は7割、5割、2割の軽減で、今回改正になったのが5割と2割軽減の基準で、7割軽減はありますけれども、そもそも先ほどの被保険者の数に乗ずる額の部分は、7割軽減はもともとゼロですので、その改正はありません。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それで今回29万5000円にしたって言うんですけれども、実際対象になる人数、増えた人数、5割、2割でどれぐらいになりますか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 広域連合から提供されたデータ——令和5年12月末の状況で、本市のものということで申し上げますと、2割軽減から5割軽減に移行する方が139名。これまで軽減なしだった方が、2割軽減の適用となる方が193名、合計で332名が影響を受けることになります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** それでは、後期高齢者医療保険制度も、国保と同じように、滞納した場合は短期保険証。そして、資格証明書を発行していると思うんですけれども、それぞれの発行数、お願いします。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** まず資格証明書ですが、後期高齢者医療の場合は、国から、高齢者は、受診の頻度が高いということで、原則、資格証明書の発行はしないということになっていますので、ゼロということになります。

短期保険証ですが、手元にある数字が令和6年1月1日現在ですが、146世帯、156名となっています。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** これは青森市じゃなくて後期高齢者医療で、短期保険証を発行しているんですね——結構、青森市の国保の短期保険証よりも多い数の短期保険証が出されているんだというのが分かりました。

これについて、それで同じように、令和5年12月2日からマイナンバーとの保険証とのひもづけになると思うんですけれども、後期高齢者のマイナンバーに保険証をひもつけしている数というのは、把握されていますか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 申し訳ございません。今、その資料は持ち合わせておりませんので後ほど、お答えします。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 同じように、ひもづけされてない人は、国保と同じように資格確認書を、その時点です出すというような同じような流れになるっていう認識でよろしいですか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**横内修税務部長** マイナンバー健康保険証を利用しない方については、当面の間、保険者側から資格確認書を送付するという事になっております。

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 介護保険料も上がるし、年金は上がらないし保険料だけどんどん上がって、物価は高くて、国民の皆さんの暮らしがどんどん大変になっていくという状況の中でやっぱり、青森市の高齢者なんですから、市からもそれなりの意見というのは、出すべきじゃないかなと私は思っていますし、さらに2028年になれば今度、子育て支援金が後期高齢者の保険料からも徴収されるということになるわけですから、やっぱり市からも、これ以上の保険料の引上げは、高齢者にとって負担増だと、困難なんだということは言うべき立場でいるべきじゃないのかなというふうに私は思います。

以上、意見でした。終わります。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、理事者側から報告事項等はありませんか。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 損害賠償等請求につきまして、委員の皆様にご報告したいと思いますので、資料を各委員にお配りしてもよろしいでしょうか。

○**澁谷洋子委員長** はい、どうぞ。

〔資料配付〕

○**小野正貴総務部長** 損害賠償等請求について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 訴状の送達日」ですが、去る令和6年4月15日、青森地方裁判所から青森市を被告といたします、損害賠償等請求事件の訴状の送達がありました。

「2 訴状の概要」といたしましては、原告は本市職員1名であり、訴えの内容といたしましては、「ア 地域確認請求等」といたしまして、1つに、現行の給与より高い給与を受ける地位にあることの確認及び修正、2つに、一定の範囲における兼業の容認、「イ 調査請求等」といたしまして、1つに、過去の昇給の修正、2つに、公務災害事案に係る事故発生原因、再発防止対策等の調査審議及び公表、「ウ 金銭請求」といたしまして、1つに、上記ア①に関する給与の未払額 1472万3253円、2つに、上記イに関する慰謝料として100万円、計1572万3253円、「エ その

他」といたしまして、上記に関する判決及び仮執行宣言を求めること、請求金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払いを求めるものとなっております。

今後におきましては、本年6月13日午前10時に、青森地方裁判所におきまして、第1回口頭弁論が行われる予定となっております。

本市といたしましては、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

なお、本事案は、教育委員会も関連する事案でありますので、本日、文教経済常任委員協議会におきましても報告しております。

以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** どこまで聞いていいのか分かんないですけども、現在、市で働いている人ということでもいいですか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○小野正貴総務部長** 御質疑にお答えします。

現在も働いている方であります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 全然分かんないんですけども、市の今のこれに対する意見は聞いてもいいものなんですか——それは駄目、裁判になるのでこれは言えませんかです。あといいです。ただ実際、働いているわけですから、裁判を起こしてもやっぱり、ちゃんと働ける環境というのは、つくってあげないと駄目なんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** 里村委員。

**○里村誠悦委員** 公務災害事案に係る事故発生の原因は、被害者になったという意味なのか。ちょっとここが分からない。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○小野正貴総務部長** 訴状を読み上げさせていただきます。

平成26年1月13日、原告は執務中に激しく嘔吐した後、黒石病院に搬送されたが、その原因は、長時間の時間外労働と過度の職務負担による心因である。そのため、原告は公務災害の認定を受けたということで。

〔里村誠悦委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。渡部委員。

**○渡部伸広委員** すみません、地位確認——①というのは、自分はまだ高い給料を受けるはずの地位にあるということなんですか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○小野正貴総務部長** 御質疑にお答えいたします。訴状を読み上げさせていただきます。

ます。

当時、旧浪岡町は学芸員の職名を設置せず、原告はその採用条件を知らないまま、同年10月に、事務吏員として採用され、行政職給与表1級9号給を支給されることになった。

しかし、4年制大学を卒業した原告に、行政職給与表1級9号給を支給することは、地方公務員法の規定に反するもので誤りであるという訴えであります。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

**○澁谷洋子委員長** その他、委員の皆さんから御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** それでは、この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてであります。先般、事務局を通してお知らせしたとおり、5月13日月曜日から15日水曜日の日程で、奈良県奈良市及び兵庫県伊丹市において行政視察を実施いたしますので、よろしく願いいたします。また、視察に係る資料等は、確定次第、別途、紙面及びタブレットにて配信いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )